

コーポレート・ガバナンス



代表取締役
久徳 博文

代表取締役
松坂 英孝

代表取締役
瀬戸口 哲夫

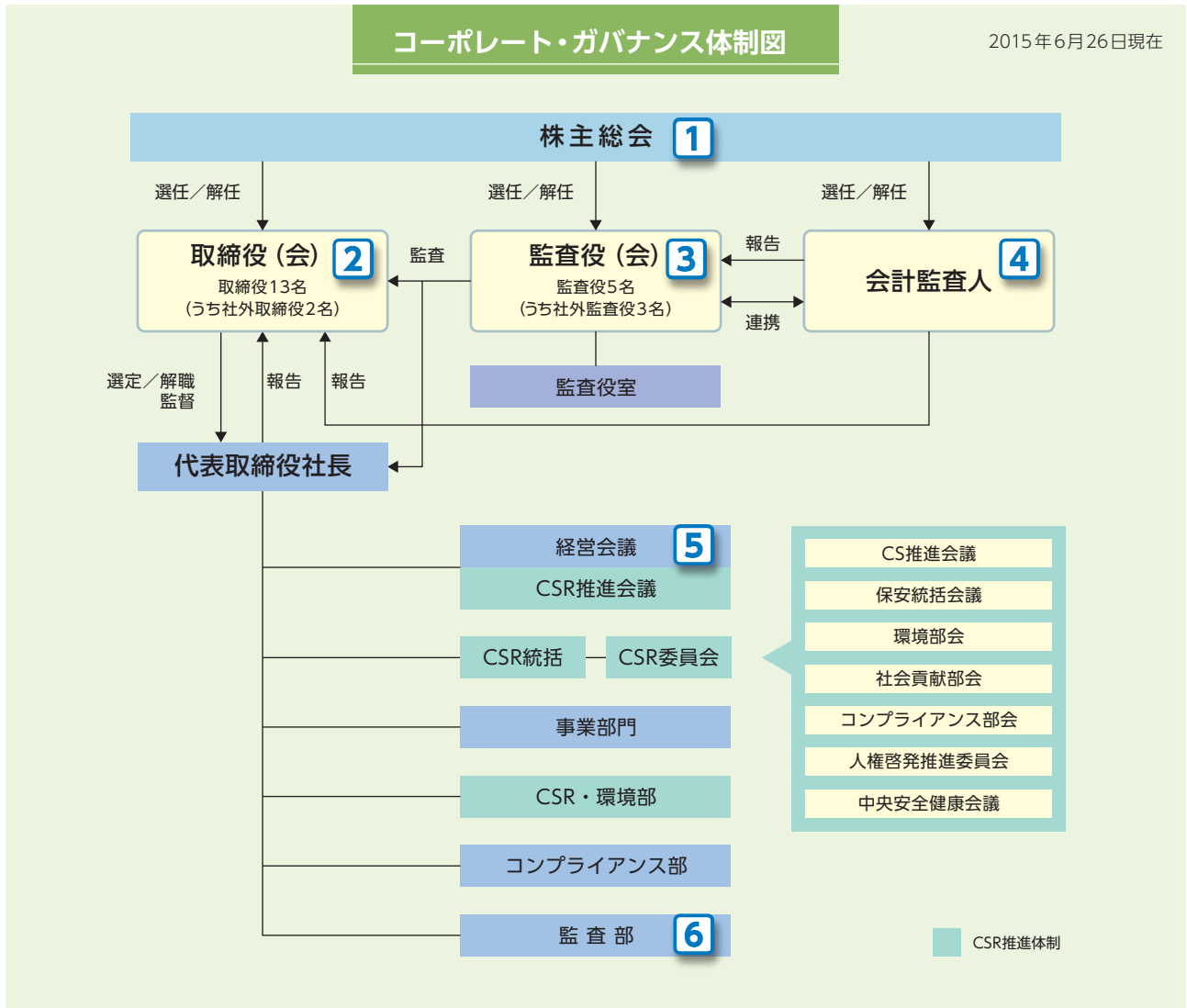
代表取締役会長
尾崎 裕

代表取締役社長
本荘 武宏

コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方について

当社グループは、「お客さま価値」の創造を第一に、これを「社会価値」「株主さま価値」「従業員価値」の創造につなげるという「大阪ガスグループ企業理念」に基づき、経営の健全性をより一層向上させるとともに、当社グループを取り巻く経営環境の変化に、より迅速かつ的確に対応し、効率的かつ適正な業務執行を行っていくために、現状の企業統治体制を採用し、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推し進めています。

コーポレート・ガバナンス体制



[取締役]

代表取締役会長

尾崎 裕

代表取締役社長

本荘 武宏

代表取締役

久徳 博文

松坂 英孝

瀬戸口 哲夫

取締役

池島 賢治

藤田 正樹

領木 康雄

矢野 和久

稲村 栄一

藤原 敏正

[監査役]

監査役(常勤)

竹中 史郎

入江 昭彦

監査役(社外役員)

林 醇

高松高等裁判所長官を務めるなど、法曹実務家としての豊富な経験と専門的知見を有していることから、社外監査役として適任であると考え、選任しています。

[略歴]

2008年 高松高等裁判所長官
2010年 京都大学大学院法学研究科教授
2012年 当社監査役(現)
2015年 梅ヶ枝中央法律事務所 客員弁護士(現)

取締役(社外役員)

森下 俊三

西日本電信電話株式会社の代表取締役社長を務めるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い識見などから、社外取締役として適任であると考え、選任しています。

[略歴]

1970年 日本電信電話公社 入社
2004年 西日本電信電話株式会社 代表取締役社長
2008年 西日本電信電話株式会社 取締役相談役 当社取締役(現)
2009年 西日本電信電話株式会社 相談役
2010年 西日本電信電話株式会社 相談役
2012年 阪神高速道路株式会社 取締役会長(現)
2014年 西日本電信電話株式会社 シニアアドバイザー(現)
大阪府公安委員会委員長(現)
2015年 大阪放送協会経営委員会委員(現)

取締役(社外役員)

宮原 秀夫

情報工学分野における優れた業績と大阪大学総長として組織運営における豊富な経験などから、社外取締役として適任であると考え、選任しています。

[略歴]

2002年 大阪大学大学院情報科学研究科長
2003年 大阪大学総長
2007年 独立行政法人 情報通信研究機構構理事長
2012年 一般社団法人ナレッジキャピタル 代表理事(現)
2013年 大阪大学大学院特任教授(現)
西日本旅客鉄道株式会社 取締役(現)
当社取締役(現)

監査役(社外役員)

木村 陽子

奈良女子大学教授、地方財政審議会委員および財団法人自治体国際化協会理事長を歴任されるなど豊富な経験と幅広い識見を有していることなどから、社外監査役として適任であると考え、選任しています。

[略歴]

1987年 奈良女子大学家政学部助教授
1993年 奈良女子大学生生活環境学部助教授
2000年 奈良女子大学生生活環境学部教授
地方財政審議会委員
2010年 財団法人自治体国際化協会 理事長
2014年 公益財団法人日本都市センター 参与(現)
当社監査役(現)

監査役(社外役員)

八田 英二

経済学(産業組織論および計量経済学)の分野における優れた業績と同志社大学長、学校法人同志社理事長としての組織運営における豊富な経験などから社外監査役として適任であると考え、選任しています。

[略歴]

1985年 同志社大学経済学部教授(現)
1996年 同志社大学経済学部長
1998年 同志社大学長
2008年 公益財団法人日本学生野球協会 会長(現)
2009年 一般社団法人大学監査協会 副会長(現)
2011年 学校法人同志社理事長
2015年 一般財団法人全日本野球協会 副会長(現)
当社監査役(現)

コーポレート・ガバナンスの体制と取り組み

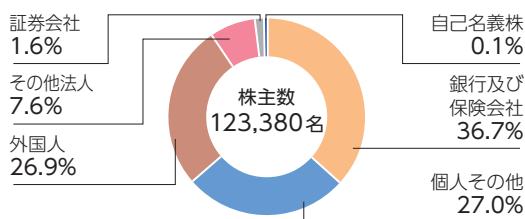
当社グループのコーポレート・ガバナンスの充実と強化を推し進めていくための体制と主な取り組みをご説明します。

1 株主総会

株主総会の活性化と議決権行使の円滑化

議案の熟慮期間を確保するため、招集通知の早期発送（約4週間前）を行っています。またインターネットなどの利用により議決権を行使することができる電子投票制度を採用しています。

株主構成（2015年3月末）



2 取締役（会）

2015年3月期は計14回開催

取締役会は、社外取締役2名を含む13名で構成されており、子会社などを含めた当社グループ全般に関わる重要事項を取り扱い、迅速かつ的確な意思決定と監督機能の充実を図っています。

さらに当社は、執行役員制度を導入しており、業務執行機能及び取締役会の監督機能のより一層の強化を図るよう努めています。また、執行役員は取締役会で定めた職務の執行に従事するとともに、代表取締役と取締役の一部が執行役員を兼務し、経営の意思決定を確実かつ効率的に実施しています。

リスク管理体制の整備状況

当社グループでは、リスクマネジメントの自己点検をシステム化した「G-RIMS (Gas Group Risk Management System)」を2006年度から導入し、あらかじめ設定したチェック項目（約180項目）をもとに、管理者が自組織（自社）のリスク等を認識して改善のPDCAサイクルを回すという仕

3 監査役（会）

監査役会設置会社を選択

社外監査役3名（2015年6月26日の定時株主総会で1名増員）を含む5名の監査役それぞれが取締役の職務の執行を監査しています。また、監査役機能強化に向けた取り組み状況として、取締役の指揮命令系統外の専従スタッフからなる監査役室を設置し、監査役の調査業務を補助しています。

4 会計監査人

有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結しています。また当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士22名、その他6名です。

5 経営会議

取締役会などにより定められた社内規程に則って、社長、副社長執行役員、常務執行役員、本部長および事業部長で構成する経営会議で経営の基本方針および経営に関する重要な事項について精査し、取締役会で十分に審議を尽くした上で、意思決定を行っています。

6 監査部

内部統制を強化

内部監査部門として監査部（20人）を設置し、年間監査計画などに基づいて、業務活動が適正かつ効率的に行われているかを監査し、社内組織及び関係会社に助言・勧告を行っています。また、事業部やグループ中核会社などにおいては、グループ共通規程である「関係会社基本規程」および「自主監査規程」の中で役割を明確に定めた上で内部監査人を設置するなど、監査機能や内部統制機能の充実・強化に努めています。併せて、金融商品取引法に基づく、財務報告に係る内部統制の評価を実施し、その結果を経営者に報告しています。

監査部、監査役、会計監査人は、年間監査計画や監査報告などの定期的な会合を含め、必要に応じて随時情報の交換を行うことで、相互の連携を高めています。

組みを運用しています。G-RIMS事務局（監査部・コンプライアンス部・企画部・関連事業部）は、年1回の自己点検終了後、各組織・関係会社各社と意見交換を行い、実施状況をモニタリングするとともに、G-RIMSの結果や抽出された課題を経営幹部にも適時報告し、共有化するようにしています。

[1] 役員報酬について

各取締役の報酬額は、客観性を確保し、決定プロセスの透明性を高める観点から、社外役員が過半数を占める任意の諮問委員会での審議を経た上で、株主総会で承認いただいた上限額（月額63百万円）の範囲内、取締役会の決議により、各取締役の地位及び担当等を踏まえ、会社業績を反映して決定することとしています。任意の諮問委員会は社外委員と社内委員で構成され、社外委員は社外取締役2名および社外監査役3名であり、社

内委員は社長および必要に応じて社長が指名する者（他の代表取締役の中から2名まで社長が指名できます）です。なお、議長は委員の中から互選により選任しています。ただし、社外取締役については業務執行から独立した立場であるこ

とから固定報酬としています。

また、各監査役の報酬額は、株主総会で承認いただいた上限額（月額14百万円）の範囲内、監査役の協議により、各監査役の地位等を踏まえて決定することとしています。

[2] 社外役員の機能と役割について

社外取締役は、取締役会の一員として意思決定に参画するとともに、その識見・経験に基づき、独立した立場から業務執行取締役の職務の執行を監視・監督しています。また、社外監査役は、取締役の職務の執行に対する監査を独立した立場から厳正に行っています。

[3] 社外役員の独立性と判断の基準

社外取締役2名および社外監査役3名を選任しており、その独立性については、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを判断の基準としています。

役員区分	報酬等の総額（百万円）	対象となる役員の員数（名）
取締役（社外取締役を除く）	499	13
監査役（社外監査役を除く）	64	2
社外役員	43	5

（注）人数及び金額には、2014年6月27日開催の第196回定時株主総会終結の時をもって退任した3名を含んでいる。なお、報酬等の総額は、全額、基本報酬からなる。